

## 役員退職慰労金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人国際厚生事業団（以下「事業団」という。）の役員退職慰労金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、定年、辞任又は死亡により退職した者に支給する。

2 次の各号の一に該当するときは、退職慰労金を減額し、又は支給しないことができる。

- (1) 退職に当たり、所定の手続及び事務処理等をせず、事業団の業務運営に重大な支障をきたした場合
- (2) 退職に当たり、事業団の社会的信用を傷つけ、又は在職中知り得た事業団の機密を漏らし、事業団に損害を与えた場合
- (3) 定款の規定に基づき、役員を解任された場合
- (4) その他前各号に準ずる行為があり、理事会において減額ないし不支給を適当と認めた場合

(支給額)

第3条 役員報酬等に関する規程第6条第1項に規定する常勤理事の退職慰労金は、次の方法により算出した額に100分の95を乗じて得た額とする。

- (1) 役員別最終月額報酬×100分の70×役員別在職年数の算式により算出した額の合計額
  - (2) 前号の役員別最終報酬月額のうち、退職時以前の役員別最終月額報酬については、現在の同一役職者に当てはめた月額報酬を基準とする。
  - (3) 在職中特に功績顕著と認められる役員に対しては、理事会の同意を経て前条により算出した金額に、その30%を超えない範囲を加算することができる。
- 2 使用人兼務役員の退職慰労金については、次の方法により算出した額とする。
- (1) 役員就任時において、使用人としての退職手当の支給を受けなかった者に対しては、退職時における使用人分の給与を基準として、職員退職手当規程に基づいて算出された額に役員月額報酬分（退職時の役員月額報酬から使用人分の給与を控除した額）を基準に、前項の算式により算出した役

員退職慰労金を加算した額をもって支給する。

(2) 役員就任時において、職員退職手当規程により退職手当の支給を受けているときは、使用人兼務役員としての月額報酬（使用人分給与を含む。）を基準として前項の規定を適用する。

3 役員の報酬等に関する規程第6条第2項に定める非常勤役員の退職慰労金は、その都度理事会において定める額とする。

ただし、監事については、その都度監事同士の協議において定める額とする。

(在職期間の計算)

第4条 役員の在職年数は、役員就任の月から退任又は死亡の月までとする。

2 在職年数は、1カ年単位とする。ただし、在職期間に1年未満の端数があるときは、月割計算とする。

3 年度中に役位に異動が生じたときは、異動の月から新しい役位を適用する。

(退職慰労金の支払)

第5条 この規程による退職慰労金及び特別功労金は、完全に引継ぎ事務が完了し、かつ、事業団に対して債務のある場合は、その債務を返済した者に対して、2カ月以内に支払うことを原則とする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、総会の決議を経て行う。

(協議事項)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会において協議し、決定するものとする。

附 則

この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。